

議案第二二二号

三朝町工場設備整励条例の制定について

三朝町工場設備整励条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十二年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和四十二年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三 朝 町 工 場 設 置 奨 励 条 例

(目的)

第一条 この条例は三朝町において工場を新設又は増設するものに対し、事業の育成助長を図るための措置について必要事項を定め、もつて本町工業の振興を図ることを目的とする。

(奨励金の交付)

第二条 町長は、前条の目的を達成するため、町内において一の工業生産設備（ガス製造又は発電に係る設備を含む）でこれを構成する土地、建物、及びその附属設備、構築物、機械、及び装置、車両、及び運搬具、並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が五百^万円をこえ、且常時使用する従業員数が一〇人をこえるもの（以下「対象設備」という）を新設し、又は増設した者に対しては、予算の範囲内において奨励金を交付することができる。

(奨励金の額及び交付期間)

第三条 前条の奨励金の額は、新設し、又は増設した対象設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地、若しくは機械及び装置に対して、その取得の日の属する年の翌

年四月一日の属する年度（取得の日が一月一日の場合においては、当該年の四月一日の属する年度以下「初年度」という。）以降三箇年度の間に於いて課する固定資産税として納付した額に相当する額を限度として町長がこれを定める。

ニ 新設し又は増設した対象設備に係る奨励金は事業開始後三箇年を限度とする。

（奨励金の交付時期）

第四条 奨励金の交付時期は固定資産税の納期とする。

（奨励金の交付申請）

第五条 奨励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した奨励金交付申請書を対象設備に係る工場用の建物、若しくはその敷地である土地、又は機械及び装置を当該事業の用に供することとなつた日から三十日以内に町長に提出しなければならぬ。

一 対象設備を新設し、又は増設した者の住所及び氏名又は所在地、名称、及び代表者の氏名。

二 対象設備に係る事業計画。

三 対象設備に係る工場用の建物の敷地である土地の所在地番、地目、地積、価格及び取得年月日。

四 対象設備に係る工場用の建物の種類、構造、床面積、用途、価格及び取得年月日。

五 対象設備に係る築城、及び装束の運搬、取得価格、及び取得年月日

六 対象設備の新設又は増設に伴つて増加する雇用者の数。

七 その他参考となるべき事項。

(奨励措置の承継)

第六条 奨励金の交付を受ける資格を有する者、及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人は奨励金の交付を受けている者の地位を承継するものとする。

営業の譲渡があつた場合の譲受人も、また同様とする。

2. 前項の相続により奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者の地位を承継した者は、承継の日（前項の相続により相続人を選定したときは、その選定した日）から三十日以内に、その事実を証する書面を添えてその旨を町長に届出なければならぬ。

(奨励金の停止及び返還)

第七条 町長は、この条例の規定により奨励金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、奨励金の交付をやめ、又は既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 奨励金の交付を受けている者が事業を廃止し若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状態にあると認められるとき。

二 この条例の規定に違反し、又は奨励金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて奨励金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は昭和四十二年四月一日から施行する。